

大川広域行政組合消防吏員服制等に関する規則

〔 昭和47年 7月22日 〕
規 則 第 9 号

改正 平成15年 4月 1日規則第 3号 平成16年 3月24日規則第 1号
平成18年 9月29日規則第18号 令和元年12月10日規則第 9号

(趣旨)

第1条 この規則は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第16条第2項の規定に基づき、大川広域行政組合消防吏員（以下「消防吏員」という。）の服制及び被服等の貸与について必要な事項を定めるものとする。

(貸与品の制式、種類、数量及び期間)

第2条 消防吏員の制服は、消防庁の定める消防吏員服制基準（昭和42年消防庁告示第1号）によるものとし、貸与する被服等の種類、数量、使用期間及び着用期間は別表のとおりとする。ただし、消防長が必要と認めるものについては、管理者の承認を得て使用期間を短縮し、又は延長することができる。

(被服等の着用)

第3条 消防吏員は、勤務中常に正規の被服等を着用しなければならない。ただし、消防長が認める場合は、この限りでない。

(品位の保持)

第4条 消防吏員は、正規の被服等を着用したときは、特に容姿を正し、常に消防吏員の品位を保持しなければならない。

(貸与品台帳)

第5条 消防長は、貸与台帳を備え、常に貸与品の出納を明らかにしなければならない。

(再貸与)

第6条 貸与品の使用期間中において公務上損傷し、使用に耐えなくなった場合、消防長の認めるものについては、これを取替支給することができる。

(保全)

第7条 消防吏員は、貸与品の取扱いについては常に注意を払い、盗難、遺失又は損傷なきよう維持保全に留意しなければならない。もし事故があつた場合は、速やかに消防長に文書で理由を付して報告しなければならない。

2 消防長は、事故の理由が本人の故意、又は過失による場合と認めたときは、実費の弁償を命ずることができる。

(給与又は返納)

第8条 使用期間の満了した貸与品は、これを給与することができる。

2 消防吏員が退職、休職、離職又は死亡した場合は、速やかに貸与品を消防長に返納しなければならない。

(使用期間の計算)

第9条 貸与品の使用期間は、貸与の日から起算する。

- 2 前条第2項の規定により返納された貸与品を再貸与する場合は、前に使用した期間を通算する。
(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則 (平成15年4月1日規則第3号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月24日規則第1号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年9月29日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行し、平成18年6月14日から適用する。

附 則 (令和元年12月10日規則第9号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に大川広域行政組合消防吏員が使用し、又はこれに貸与している救助服及びベルトは、この規則による改正後の大川広域行政組合消防吏員服制等に関する規則の規定にかかわらず、使用に耐える期間使用することができる。

別表（第2条関係）

種 類	数量	使用期間（年）	着用期間
冬（合）帽子	1 個	使用に耐える期間	合服着用期間
盛夏帽子	1 個	使用に耐える期間	盛夏服着用期間
略帽子（活動帽）	1 個	2 年	常時
防火帽子	1 個	使用に耐える期間	訓練、災害時
合服（冬制服）	1 着	使用に耐える期間	自 1 1 月 1 日 至 4 月 3 0 日
盛夏服	1 着	使用に耐える期間	自 5 月 1 日 至 1 0 月 3 1 日
作業服（活動服）	2 着	2 年	作業時
救助服	1 着	使用に耐える期間	訓練、災害時
防火衣	1 着	使用に耐える期間	訓練、災害時
防寒着	1 着	使用に耐える期間	合服着用期間
雨衣	1 着	使用に耐える期間	雪雨時
ネクタイ	1 本	使用に耐える期間	儀式、その他消防長が必要と認めるとき
ベルト	3 本	使用に耐える期間	常時
ワイシャツ	1 着	2 年	儀式、その他消防長が必要と認めるとき
手袋	2 枚	使用に耐える期間	儀式、その他消防長が必要と認めるとき
ゴム長靴	2 足	使用に耐える期間	各出場時
くつ	1 足	2 年	常時
階級章	2	使用に耐える期間	盛夏服、合服着用時
えり章	1	使用に耐える期間	盛夏服、合服着用時
消防手帳	1 冊	使用に耐える期間	常時
安全靴	1 足	使用に耐える期間	山林火災出場時